

関市自治基本条例 逐条解説

関 市

関市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 基本原則（第4条）
- 第3章 市民の権利、役割及び責務（第5条―第9条）
- 第4章 議会の責務（第10条）
- 第5章 行政の責務（第11条―第13条）
- 第6章 市政運営（第14条―第17条）
- 第7章 情報の共有等（第18条―第20条）
- 第8章 参画及び協働（第21条―第27条）
- 第9章 国、県その他の自治体との協力等（第28条・第29条）
- 第10章 関市自治基本条例推進審議会（第30条）
- 第11章 その他（第31条）

前文

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鶉飼など流域に住む人々の様々な伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

子どもからお年寄りまで全ての市民は、まちづくりに大切な存在です。わたしたちは、市民一人ひとりの考えが大切にされ、市民が主役であることが実感できるまちを市民、議会及び行政が協働してつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

わたしたちは、地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの原則や仕組みなどを明らかにし、全ての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

<解説>

前文は、この条例を制定するにあたって、これまで歩んできた関市の歴史や時代背景とともに条例制定の由来を明らかにして、市民、議会及び行政が協働してまちづくりをつくることと関市の自治を推進していくことの条例の目指している目的を分かりやすく宣言して、決意を表明するものです。

前文は、条例制定の目的、理念等を示すもので、条例としての具体的な規範となる内容を持つものではないため、前文の規定そのものから直接に法的な効果を生ずることはありませんが、個々の条文の解釈の指針となるものです。

この条例が地方分権社会や少子高齢化社会に対応した自治体運営やまちづくりを確立するために必要な関市で最も尊重すべき基本条例という位置づけがされ、「市民が主役のまちづくり」や、「市民、議会及び行政が協働するまちづくり」などの重要な理念を定めているため、前文を付して、次のような制定の想いを込めています。

関市が未来に受け継いでいくのは、過去からの文化、産業、自然や市町村合併により豊かになった地域資源だけではありません。未来を担う子どもたちのために、住みよいまちを創り、将来に受け継いでいかなければなりません。そのために、市民、議会、行政が協働していくことが大切であり、さらに、市民一人ひとりが「まち」に関心を持ち、主体的にまちづくりに参画することが必要です。

また、この条例は、基本条例として、市民に分かりやすく、親しみの持てる条例とするため、前文をはじめ本文も「です」・「ます」調による、規定文としています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、関市のまちづくりの基本原則を定め、市民の権利、役割及び責務、議会及び行政の責務並びに市民参画の施策を明らかにすることにより、協働によるまちづくり及び市民自治を推進することを目的とします。

<解説>

本条は、条例の目的を明らかにする条項で、各条文を解釈するうえでの指針となるものです。

関市の自治基本条例を制定する最終的な目的は、「協働によるまちづくりの推進」と「市民自治の推進」をすることとしています。

「協働によるまちづくり」とは、市民、議会、行政が互いに連携協力して、みんなが幸せを実感できるまちをつくることであり、「市民自治」とは、まちづくりの主役は市民であることを市民、議会、行政が認識し、市民の市政への参画や関心を促進することにより、市民のための市政運営をすることです。

自治基本条例は「理念条例」としてまちづくりの方針や理念を中心とするものもありますが、本市の条例は、具体的な市民参画の手法を明らかにすることで広く市民にまちづくりへの関心と参画を促すことが大切と考えました。

そのため本条例は、この目的の条項に明記してあるように、基本原則や権利・責務などの理念としての規定のほか、市民参画の施策を本市の独自規定として具体的に規定しています。

市民の市政への関心を高めるとともに市民参画を促進するために、基本理念のほか、具体的な施策を規定することで市民に分かりやすいまちづくりの方針を示すことが、本条例において重要であると考えます。

(定義)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び事業者（市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。以下同じです。）をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい地域社会を目指して、市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 市の事業、政策等の立案、実施等に市民が主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場で連携し、協力することをいいます。

<解説>

用語の定義とは、条例内の語句の意味を共通の理解で認識できるようにするための条項で、この条例において重要なキーワードとなるものを規定しています。

- ① 「市民」とは、地方自治法第10条に規定する「住民（市の区域内に住所を有する者）」のほか、市外に住んでいても市内へ通勤や通学している人、市内で事業活動をする個人や法人、NPO、団体等も合わせて市民とし、外国人も含まれます。

この条例では、みんなの力を合わせて住み良いまちをつくることから、まちづくりに関与する市民を広くとらえています。

なお、「住民」の定義については、第22条（住民投票）と第27条（まちづくりに関する住民満足度の調査）の条文中で個別に規定をしています。

- ② 「行政」とは、市長をはじめ地方自治法180条の5に規定する関市の執行機関を定義しています。
- ③ 「まちづくり」とは、その概念は大変広く、この条例では、市民、議会、行政が、住みよい地域社会を目指して、取り組む活動と定義しています。
- ④ 「参画」とは、市の事業等に市民が主体的に参加することをいい、例えば審議会等の公募委員（第21条）に応募し発言したり、「まちづくり市民会議（第26条）」の委員や「地域委員会（第24条）」、市のイベントへの運営や参加団体の組織に加わって活動することなどを指します。
- ⑤ 「協働」とは、市民、議会、行政が、お互いの立場を尊重して対等な関係に立ちながら協力・連携することをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、関市のまちづくりの最も大切な理念を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例の規定を守ります。

2 行政は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに計画の策定及び見直しに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

<解説>

本条は、自治基本条例の位置づけを定める条項で、条例に上下関係はないことから「最高規範」の表現は使わないこととしましたが、関市の基本条例として最高規範性を持つものです。

他の条例や規則の制定や計画の策定等において、この条例の趣旨を尊重し整合を図ることが必要となります。

この規定は、内容的に重要な規定のため、条例の冒頭となる第3条に規定しています。

第2章 基本原則

(基本原則)

第4条 市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- (1) 市民が主役のまちづくり
- (2) 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- (3) 市民が参画するまちづくり
- (4) 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- (5) 情報を提供し共有するまちづくり
- (6) 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

<解説>

本条は、関市のまちづくりを推進するうえでの基本的な考え方を6つの原則で整理し、簡潔に箇条書きで示しています。

①「市民が主役のまちづくり」

関市の自治の主役は「市民」であり、市民の意思に基づきまちづくりを推進すること、市民自らがまちのために主役として活躍することを最も基本となる原則として規定しています。

②「生涯にわたり自由に学び合うまちづくり」

まちづくりや地域をよりよくするためには、市民が、生涯にわたり自由に学び合うまちにすることが大切という考え方から関市の独自規定として原則化しています。

③「参画するまちづくり」

まちづくりや行政運営に、多くの市民参画を取り入れることを原則とします。参画とは第2条の定義に規定してあるように企画・立案の段階から主体的に参加することであり、行政は、計画策定、施策の実施、評価等に市民参画を推進しなければなりません。この原則は、関市のまちづくりの大切な方向性のため、この具体的な施策として、第21条の審議会の原則委員等の原則公募や第26条のまちづくり市民会議の規定を設けています。

④「協働するまちづくり」

第2条の協働の定義規定のとおり、市民、議会及び行政が、連携及び協力してまちづくりを行うことを原則とします。この原則は、関市のまちづくりの大切な方向性のため、具体的な協働の施策として、第24条の地域委員会の規定を設けています。

⑤「情報を提供し共有するまちづくり」

まちづくりを行ううえで情報を共有することを原則とします。市民、議会及び行政が相互に情報を提供し共有することが、互いが理解でき、まちづくりのパートナーとして協力や連携が可能となり、まちづくりを進めるうえで大切なことから規定をしています。この原則規定を受けて、第18条で情報の共有について具体的な規定を設けています。

⑥「自然、歴史、文化、産業などの地域資源を生かすまちづくり」

関市は、市町村合併を経て、様々な地域資源を有するようになりました。そのため、地域の個性や資源を生かしたまちづくりを推進することが、多様な地域性を有する関市には大切であるという考え方から関市の独自規定として原則化しています。

第3章 市民の権利、役割及び責務

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 行政サービスを受け、安心して暮らす権利
- (2) まちづくりに関する情報を知る権利
- (3) まちづくりに関して学ぶ権利
- (4) まちづくりに参画する権利

<解説>

本条は、まちづくりに関して市民の権利を定める条項です。

- ① 地方自治法第10条第2項で、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と権利が規定されているため、この権利を条例で確認的に規定するとともに安心して暮らせる権利についても合わせて規定しているものです。この条例の行政サービスを受ける権利は、例えば関市に通勤する市外の人がいずれも全ての関市の行政サービスを受けることができることを規定しているものではなく、個々の条例・規則等に基づいて一定の行政サービスがある場合に、市民は、差別されることがなくそのサービスを享受できることを規定しているものです。
- ② 市民が協働してまちづくりを進めていくうえでは、市が保有する情報を提供することが重要となりますので、市民のまちづくりに関する情報を知る権利を条例で位置付けるものです。
- ③ 市民は、まちづくりに関することを自由に学ぶことができることが大切という考えから、関市の特徴的な市民の権利として規定しています。
- ④ まちづくりには市民の参画が不可欠であり、地方自治法ではこの市民の参画の権利を明示していないため、本条例で権利として位置付けるものです。市民はまちづくりに参画する権利を等しくもっており、性別や地位、肩書等で、その立場が左右されることなく、誰もが自分の意思で、自由に、そして、平等な立場でまちづくりに参画することができます。

(市民の役割及び責務)

第6条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりに参画します。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

<解説>

本条は、市民が主役のまちづくりを推進するために、市民自身の役割と責務を規定する条項です。前条の市民の権利と一体的な条項です。

市民、事業者、議会、行政のそれぞれが果たすべき責務と役割を分担することが市民が主役のまちづくりの実現に大切なため、明記しています。

市民の役割とは、まちづくりの主役であるということを自らが自覚し、行動することです。みんながそういう意識を持ち、まちづくり活動に参画することを役割として規定しています。

市民が行うまちづくりの活動は、市政を補完する働きを持っています。まちづくりの活動は、今後一層重要性が増していくため、市民が自らの責任を持って、様々な発言や行動を行うことを責務として規定しています。

(子どもの権利)

第7条 市民、議会及び行政は、子どもが未来の担い手として尊重され、まちづくりに参画することができるよう努めます。

<解説>

本条は、市民のうち、特に将来を担う子どもの権利について規定をする条項です。子どもの権利や次条の高齢者、障がい者等の権利は第5条の市民の権利に含まれますが、特別に、子どものまわりの市民がその権利を配慮する規定を定めることで、その権利の大切さを明らかにしています。生活弱者を市民、議会、行政が見守ることとまちづくりに参画できるようにすることを関市の独自規定として定めています。

子どもは市民の一員であり、関市の将来を担う重要な存在です。子どもの意見を行政が聞くことや、子どもが地域活動を行うことなど、子どもの権利に関する条項をつくることにより、関市として、「子ども」を大切にしていこう姿勢を明確にしています。

なお、この条例では、まちづくりの子どもの権利の考え方を明らかにすることが目的のため、子どもの定義（例えば「子どもの権利に関する条約では18歳未満」と定義）はしないこととしています。

(高齢者、障がい者等の権利)

第8条 市民、議会及び行政は、高齢者、障がい者等が地域社会の一員としてまちづくりに参画することができるよう努めます。

<解説>

本条は、高齢者、障がい者などのまちづくりに関する権利の条項です。

本条は、前条の子どもの権利の規定と同様に、特に高齢者や障がい者等の生活弱者のまちづくりの権利として規定をしています。この権利は第5条の市民の権利に含まれますが、特別に、高齢者や障がい者等の権利を配慮する規定を定めることで、その権利の大切さを明らかにしています。市民、議会、行政は、高齢者や障がい者等がまちづくりに参画できるようにすることを関市の独自規定として定めています。

高齢者や障がい者をはじめ、母子家庭、父子家庭の者などがまちづくりに関わることを規定することにより、関市として、これらの者のまちづくりへの参画を尊重する姿勢を明確にしています。

(事業者の社会的責任)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会への貢献に努めます。

<解説>

本条は、事業者（市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体）の社会的責任について規定する条項です。

事業者も第2条の定義により「市民」に含まれるため、市民の役割、責務の規定が及ぶこととなりますが、事業者は地域社会をつくる大切な構成員であり地域社会を担う一員として様々な役割を持っているため、事業者の地域社会への貢献活動についての社会的責任を特別に規定しているものです。

この規定により、事業者のまちづくり活動への参画促進や地域との調和を期待するものです。

第4章 議会の責務

(議会の責務)

第10条 議会は、市政に関する重要事項を決定し、市政運営が適正に行われるよう監視します。

2 議員は、市民の多様な意見を聴き、議会の活動に反映します。

3 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供します。

<解説>

本条は、議会及び議員の責務を規定する条項です。

議会の役割は、関市の最終的な意思を決定することと、市政運営が適正に行われているかを監視することです。これらの議会の活動を行うにあたり、議員は、幅広い市民の意見を聞くことと、議会活動の内容を市民に分かりやすく伝えることを責務として規定しています。

第5章 行政の責務

(行政の責務)

第11条 行政は、市政運営に関する事務を執行するに当たり、市民の意思を反映します。

<解説>

本条は、行政の責務を規定する条項です。

行政とは第2条の定義で「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会」をいいます。

この条例では、行政全体の責務のほか、次条で市長の責務、第13条で職員の責務を規定しています。

この条項では、行政は、市政運営に関する事務を執行するに当たり、常に市民の意見を聞き、市民の意思（個人の意見ではなく総意）を反映することを責務として規定しています。

(市長の責務)

第12条 市長は、施政方針を明らかにし、市民のために効率的な市政運営を行います。

2 市長は、市民のために将来を展望し、持続可能なまちづくりを推進します。

3 市長は、市民の意見を聴く機会を設けます。

<解説>

本条は、行政のトップである市長の責務を規定する条項です。

市長は、行政を統括する代表者として、その責務は広範囲にわたりますが、この条例では、市政の方針を市民に明らかにして効率的で効果的な行政運営を行うこと、将来を展望し持続可能なまちづくりを推進すること、市民と直接対話する機会をつくることを市長の責務として規定しています。

地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体の事務は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されているため、市長の責務として、効率的な市政運営を行うことを改めて本条項に規定しています。

(職員の責務)

第13条 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進します。

<解説>

本条は、市の職員の責務を規定する条項です。

この条項では、市民自治を進めるうえで重要な担当者となる職員の心構えや行うべきことを規定しています。

地方公務員法第30条に「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されていますが、まちづくりに関わる職員の姿勢を改めて本条項で具体的に規定しています。

職員は、「自ら自己研さんをして知識の習得及び能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行うこと」、「地域の一員としての自覚を持ち、市民と職員が信頼関係を築いて互いに連携及び協力をしながらまちづくりを行うこと」を責務として規定しています。

なお、関市では第24条の「地域委員会」の設立や活動において、職員を「地域支援職員」として各5名ずつ、15の各地域委員会に派遣することにしており、地域住民と協働して地域活動を推進することとしています。

第6章 市政運営

(総合計画)

第14条 市長は、計画的に市政を運営するため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。この場合において、基本構想は、議会の議決を経ることとします。

2 市長は、総合計画を着実に推進するため、総合計画の適切な進行管理及び評価を行います。

3 市長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く市民の意見を聴きます。

<解説>

本条は、市の最上位計画である総合計画を規定する条項です。

地方自治法の平成23年8月1日の改正により、総合計画の基本構想の策定の議会の議決要件が法律の規定としては必要としなくなりましたが、関市では、その重要性からこの条例で議会の議決を必要とすることを規定しています。

総合計画は、市政運営の根幹をなす計画であり、自治体の最上位計画にあたり、そのうち基本構想は、関市の方向性を位置付ける重要なものであるため、議会の議決を必要としています。総合計画を本条例に明確に規定することにより、最上位計画であることを表明しています。

また、市長は、総合計画が適正に執行されているかを管理し評価をします。評価については、第16条で行政評価について規定していますが、各種事業等が総合計画に基づいて行われているかを管理するとともに、事業の効果、社会情勢や市民需要の変化などの影響を適切に見極め評価することとしています。

総合計画の策定や見直しは、まちづくりの原則である市民参画（ワークショップ等による意見聴取）により行うことを条例で規定するものです。

(財政運営)

第15条 市長は、長期財政計画を策定し、将来にわたり健全な財政運営を行います。

2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを適切に執行します。

3 市長は、予算編成の過程、予算執行、決算等の財政状況を市民に分かりやすく公表します。

<解説>

本条は、市政運営の基盤となる財政について規定する条項です。

将来にわたりまちづくりを継続して行うためには、財政基盤の健全化は重要です。そのために、将来にわたって健全な財政運営を維持するため、中長期的な視点にたった計画的な財政運営を行わなくてはなりません。また、市長は、前条に規定する総合計画を着実に推進するために、予算を編成し適切な事務事業を遂行します。

予算編成の過程や財政運営に関する情報を市民に対して分かりやすく説明することで、情報共有を進め、予算の透明性を確保します。

(行政評価)

第16条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。

2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市政運営に反映します。

<解説>

本条は、市政運営の評価について規定する条項です。

市政運営がPDCAサイクルにより、計画、執行、評価及び改善がなされていくことは、効果的な事業の実施につながります。市政運営の評価を施策や事務事業別に、あらかじめ設定した指標等によりその達成度を判定することによりしっかり行い、その結果を改善に結びつけることを規定する条項です。

市政運営の評価結果を市民に分かりやすい指標等を用いて伝えることと、評価結果を翌年度の予算編成や施策等の市政運営に反映させることを規定しています。

(危機管理)

第17条 行政は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行います。

<解説>

本条は、各種災害や緊急事態に対する危機管理について規定する条項です。

行政による危機管理意識と対応は、安全・安心に暮らすことができるまちの重要な要素であるため、この条例に関市の独自規定として規定しています。

行政は、各種災害等から市民の生命、財産を守るため、市民、議会、民間事業者、警察、県、近隣市町など関係機関と連携及び協力を図り、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

第7章 情報の共有等

(情報の共有)

第18条 市民、議会及び行政は、協働のまちづくりを推進するため、必要な情報を提供し、共有します。

<解説>

本条は、市民、議会及び行政の「情報共有の原則」を明らかにする条項です。

第4条の「基本原則」の中で、「情報を提供し共有するまちづくり」を規定していますが、この条項では、具体的な情報共有の規定として、市民、議会及び行政は、まちづくりに関して互いの持つ情報を提供し合い、共有することを明記しています。また、情報を共有することは、市民の関心や参画を促して、まちづくりをさらに進めます。

この条例では、「情報の共有・提供」等に関しては、第5条の「市民のまちづくりに関する情報を知る権利」、第10条の「議員の議会活動に関する情報の提供」、第15条の「市長の財政状況の市民への公表」、第16条の「市長の行政評価結果の市民への公表」、第20条の「行政の市政運営に関する情報の説明」、第21条の「審議会等の会議の原則公開」、第23条の「パブリックコメント制度」、第27条の「まちづくりに関する住民満足度の調査結果の公表」等の規定があります。

(個人情報の保護)

第19条 市民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報の収集、利用及び提供に当たっては、個人情報について慎重かつ適切に取り扱います。

<解説>

本条は、情報の提供や共有をまちづくりの原則とするなか、個人情報については、適切な取扱いを行うことを定める条項です。

行政は、個人情報を多く所有しており、その情報の収集、利用や提供については、行政の目的から逸脱することなく適切に使用しなければなりません。具体的な保護制度の取扱いについては、関市個人情報保護条例を適用することになりますが、本条例では、基本的な個人情報保護の姿勢を明記するものです。

市民、自治会等が持つ情報には、独居老人、要援護者の情報、世帯名簿など、災害時等に役立つ個人情報があります。それらの情報を適切に取り扱うことが、安心して住める地域をつくることに寄与します。

個人情報の収集や利用は、行政だけが配慮するのではなく、市民や議会も慎重で適切な取扱いをすることを規定しています。

(説明責任)

第20条 行政は、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明します。

2 行政は、市民の意見、提案及び要望に誠実かつ速やかに答えます。

<解説>

本条は、行政の説明責任に関する条項です。

行政の説明責任は、市民の参画、市民との協働を推進するうえで、前提となるものです。行政は、市政運営をする政策の立案、実施、評価の各段階において、市民に分かりやすく説明をしなければなりません。

行政が、市民から様々な意見、提案及び要望を受けることは、住み良い関市をつくるために大切なことです。行政は、市民からの意見等には、誠実かつ迅速に答えることが必要です。

第8章 参画及び協働

(審議会等)

第21条 行政は、審議会等の附属機関の委員を選任する場合は、原則として公募による市民を含めます。

2 審議会等の会議は、原則として市民に公開します。

<解説>

本条は、公募委員の選任など市民参画の視点を入れた附属機関の審議会等の条項です。

審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類する機関をいいます。

審議会等の委員を選任する場合は、専門的な知識を有している委員のほか原則、市民からの公募委員を含めます。市民の公募委員を含めることで、市政運営に関する市民参画の機会をつくれます。

原則とは、法令で委員資格要件が定められている場合（社会教育委員、防災会議委員等）、特定の者や団体等の非公開情報を審議する場合（小口融資審査委員会委員、奨学生選考委員会委員等）や専門的知識が要求される場合（文化財審議会委員、消防委員会委員等）など公募に適さない審議会もあるため、この表現としています。

第2項では、審議会等の会議は、原則、公開と規定しています。会議の公開と同じく会議資料や議事録も公開の対象と考えます。広く市民に審議会等の情報を出すことで、行政への関心を高め、市民参画を促すことができます。

原則とは、審議事項の内容や発言の自由の確保から、公正かつ円滑な審議が阻害されるおそれのあるときなど非公開が好ましい場合もあるため、この表現としています。

(住民投票)

第22条 市長は、市政に関する特に重要な事項について広く住民（市内に住所を有する者をいいます。以下同じです。）の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例（以下「住民投票条例」といいます。）の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票条例の制定を市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

<解説>

本条は、住民投票に関する条項です。

住民投票は、住民の意見を市政に直接反映する手段です。

この自治基本条例においては、市政の特に重要な事項に関して住民に直接意見を聞くことができる住民投票は、その都度、議会の議決を経た条例の制定により実施できることを明示し、詳細については住民投票条例に委ねることとしています。

従って、住民投票を実施するためには、投票資格（年齢や外国人の参加資格など）や手続き、投票結果の尊重等を定めた住民投票条例の制定が必要となります。

地方自治法第74条において、条例の制定に関する直接請求が規定されており、選挙権を有する者の50分の1の署名により、条例の制定を請求することができます。第2項に規定する「法令の定めるところにより」とは、この地方自治法の直接請求の規定のことであり、自治基本条例に特別の定めがなくても、「住民投票条例」制定の直接請求は法的に可能ですが、あえて、本条例で地方自治法と同様の内容を住民の請求権として明確にしています。

また、地方自治法第112条では、議員の議案提出権を定めており、議員定数の12分の1以上の賛成により住民投票条例の提案ができますが、この自治基本条例では、明記をしていません。

第1項の「住民」の表記は、この条例で使用している「市民」とは対象が異なるため、括弧書きによる定義を規定しています。

第3項の「必要な事項」とは、投票者資格（外国人の投票者資格を含む。）、投票の成立要件、具体的な投票の手続等が考えられます。

(パブリックコメント制度)

第23条 行政は、重要な計画、制度等（以下「計画等」といいます。）を定めようとするときは、事前にその内容を広く公表し、市民から意見を募るパブリックコメントを実施します。

2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見に対し考え方を公表するとともに市民の意見を尊重し、計画等に反映するよう努めます。

<解説>

本条は、市の重要な施策等の決定過程に市民の意見を取り入れるパブリックコメントに関する条項です。

政策形成における市民参画と形成過程の公開を目的に、市民生活にとって重要な条例、計画、制度等を定めようとするときに、あらかじめ市民に事前公表し意見を聞くパブリックコメントを実施することを規定しています。また、パブリックコメントにより寄せられた市民意見に対して、行政として説明責任を果たし、必ず市の考え方を回答し公表するとともに、寄せられた市民意見を尊重することを規定しています。

パブリックコメントの具体的な方法は、広報紙での掲載やインターネットを利用した閲覧等により、書面やメール等で市民の意見を伺い、意見に対する行政の考え方をインターネット等で公表するという手続きとなります。

(地域委員会)

第24条 市民は、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会（以下「地域委員会」といいます。）を設立することができます。

2 地域委員会は、誰もが参加できる開かれた組織とし、その適切な運営に努めます。

3 地域委員会は、当該地域が取り組む活動方針及び事業を定める地域振興計画を策定します。

4 行政は、地域委員会の設立及び活動を支援します。

<解説>

本条は、関市の協働のまちづくり施策の基盤となる地域委員会に関する条項です。

地域委員会とは、概ね小学校区（関市では15地区）の市民（自治会や区をはじめ、老人クラブ、PTA、子供会、社会福祉協議会、消防団などの各種団体、民生委員、NPO法人のほか、公募による参加の住民など）が主体となった地域課題を解決し、地域づくりを行う組織です。

関市の地域コミュニティ組織は、自治会や区が主体となって活動していますが、活動の範囲を小学区に広め、自治会や区も含めた様々な地域団体が参画する組織として地域委員会を設立し、地域のことは地域が自ら考え実行する組織が果たす役割が大切であるということから、関市独自の具体的な協働施策として、この条例に規定するものです。なお、自治会は、地域委員会の中心となる組織であるため、構成団体として明記しています。

第2項では、地域委員会の活動は、誰もが参加できる開かれた組織であることを規定しています。

第3項では、地域委員会は、地域課題や活動の方針、課題の解決策などを定めた地域振興計画を策定することを規定し、この計画に基づき、子どもの居場所づくりや高齢者のたまり場づくり、ウォーキングや健康体操、文化伝承や交流イベント、防災訓練などの地域活動を地域内の市民の参画のもと協力して行います。

第4項では、行政が、地域委員会の設立や活動に対して、交付金や支援職員の派遣などの支援を行うことを規定しており、協働して、住み良い地域をつくれます。

(市民活動センター)

第25条 市長は、市民、市民活動団体等の主体性及び自律性を尊重し、協働して市民活動を推進するため、市民活動センターを設置します。

<解説>

本条は、公益的な市民活動の推進とその中核を担う市民活動センターの設置に関する条項です。

近年、ボランティア団体、NPO法人などの市民活動団体が果たす役割が重要になってきました。市民活動には公益性があり、市民生活を豊かにする活動もあります。そのような公益的な市民活動団体やまちづくりの担い手を育成し、市民活動をより活発にすることが大切なため、その中間支援組織として市民活動センターを設置することとしています。

市民活動センターは、市民活動の団体設立、運営、事業等の相談業務のほか、コーディネート、活動の助言などのサポートから、人材育成、研修、交流等の活動などを行うことにより、組織の育成と市民の自主的なまちづくりへの意識の改革などを促進し、関市のまちづくりの推進につなげていく拠点です。

(まちづくり市民会議)

第26条 市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民が市政に関する施策を提言するまちづくり市民会議（以下「まちづくり市民会議」といいます。）を開催します。

2 市民は、まちづくり市民会議に主体的に参画します。

3 行政は、まちづくり市民会議から提言のあった施策の実現に努めます。

<解説>

市民からの政策提言を受ける会議体の「まちづくり市民会議」に関する条項です。

市民の意見を市政に反映できる具体的な施策として、市政全般に関する課題を市民の視点から洗い出し、行政へ政策提言ができる会議体である「まちづくり市民会議」を設置する関市独自の規定です。

第2項では、まちづくり市民会議は、市民が主体となって参画や会議運営を行うことを規定しています。参画する市民は、全て公募委員により組織し、原則、毎月1回の会議により市の課題や提言の検討をしていただくこととしていします。

第3項では、行政は、まちづくり市民会議からの提案を検討し、その実現に努めることを規定しています。

(まちづくりに関する住民満足度の調査)

第27条 市長は、まちづくりに関する住民の満足度を調査します。

2 市長は、前項の調査結果を公表し、市政に反映します。

<解説>

まちづくりに関する市民の意識調査の実施に関する条項です。

市民の満足度の調査を中心とした市民の意識調査を行うことにより、市民の意見を反映した施策への改善や充実を図るという関市独自の規定です。

現在、関市では、毎年、無作為抽出の3,000人を対象に、50項目の分野の施策について市民の意識調査を行っており、その結果を「まちづくり通信簿」として広く公表するとともに、市政に反映するよう努めているところです。

第9章 国、県その他の自治体との協力等

(国、県その他の自治体との協力)

第28条 行政は、共通する課題を解決するため、国、県その他の自治体と相互に連携し、協力します。

<解説>

国、県その他の自治体との連携協力に関する条項です。

国、県及びその他の自治体とは、共通する課題を解決するため、相互に連携協力することを規定しています。

行政課題の多様化や広域化により、証明発行業務、観光分野、道路や公共交通網など一自治体の対応ではなく、国・県・自治体の連携により課題の解決を図り、住みやすく快適な圏域をつくることが大切なため、規定をしています。

(他地域との交流)

第29条 市民、議会及び行政は、国内外の地域及び団体との多様な交流をまちづくりに生かします。

<解説>

国際交流や国内の他地域との交流に関する条項です。

現代は、国際化の進展、交通網の発達、インターネット環境の整備など、他地域との人や団体との交流が容易にできるようになりました。そのような時代にあって、広い視野を持って関市をみることが大切という考えから、国内外の団体や他地域との交流を行うことで得られたことを、関市のまちづくりに生かし、新しい時代にふさわしい関市をつくることを目的に規定しています。

第10章 関市自治基本条例推進審議会

(関市自治基本条例推進審議会)

第30条 市長は、この条例の運用及び進捗を管理するため、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用及び見直し並びに協働のまちづくりの推進に関することについて調査及び審議し、答申します。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、この条例の運用及び見直しについて市長に提言することができます。

4 市長は、この条例を見直す必要があるときは、審議会の意見を尊重します。

5 審議会は、学識経験者、公共的団体の推薦による者及び公募による市民のうちから市長が委嘱する15人以内の委員で組織します。

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、委員の再任は妨げません。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

<解説>

自治基本条例の適正な運用と推進を図るために設置する審議会（附属機関）に関する条項です。

第1項は、自治基本条例が形骸化しないように、その運用や進捗を管理する「関市自治基本条例推進委員会」を設置する規定です。

第2項は、審議会は、市長の諮問に応じ審議し答申するという役割を規定しています。

第3項は、審議会は、答申がない場合でも、運用や進捗管理、社会情勢等の変化により、条例の運用や見直しについて、市長にその旨提言することができる規定です。

第4項は、市長は、社会情勢の変化など必要に応じて、推進委員会の意見を尊重して、本条例の必要な見直しを行うことを規定しています。

第5項は、審議会の構成員の規定で、学識経験者、公共的団体（自治会連合会、商工会議所など）の推薦の者、公募の市民など市長が委嘱する15人以内で組織するとしています。

第6項は、審議会委員の任期の規定で、2年としています。

第7項は、審議会の運営に関し必要な事項は規則で定めるとしています。

第 1 1 章 その他

(委任)

第 3 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

<解説>

自治基本条例の施行における他の規則等への委任に関する条項です。